

【第2報】新型コロナウイルス感染予防のための 施設貸出の中止措置について

令和2年3月30日

公立大学法人秋田県立大学 総務本部長

令和2年3月4日付け総務本部長名の周知文書により、秋田県立大学では3月末まで大学施設設備の学外者への貸出を中止しております。この度、状況の変化に伴い、4月1日以降の対応を以下とおりとすることをお知らせ致します。

○大学屋内施設貸出中止の継続

厚生労働省等により、感染拡大を防止するために、外出時には①換気の悪い密閉空間②多数が集まる密集場所③間近で会話や発声する密接場面、の「三密」を避けることが重要とされております。このため、本学におきましても、屋内施設の貸出については、4月1日以降も中止を継続します。また、再開については、状況の変化により対応していきますので、都度追ってご連絡致します。

○屋外の施設（陸上競技場・野球場等）の貸出の再開

以上のような「三密」の状況には当たらず、散歩やジョギング、健康維持のための屋外でのスポーツなどは、感染拡大のリスクが低いとされることから、陸上競技場・野球場等の屋外施設の貸出については、4月1日から再開致します。

- ・ただし、貸出の対象はこれまでに貸出実績のある団体に限ることとし、実績のない団体や少数の個人等への貸出は対象外とします。
- ・過去に貸出実績のある団体・クラブ等も、感染リスクを低減させる理由から、多人数の場合はお断りすることがあります。
- ・貸出が認められた場合も、感染防止策を講じた上で使用するものとします。使用当日に使用者のうち一人でも 37°C以上の発熱や咳等ある場合は使用出来ないものとし、これらの症状が見られない場合でも、体調不良や直近 1 か月以内に県外の感染者が多く発生している地域への移動や渡航歴があるまたは感染が疑われる者と接触したなどの場合は、施設の使用を自粛してください。

新型コロナウイルスの蔓延は、世界的に引き続き予断を許さない状況となっています。長期にわたる警戒態勢により、各自に多くの負担がかかっており、過度の心配による疲弊は避けたいところですが、一人一人が自覚をもって適切な対応を取ることが、感染の拡大を防ぎ、

事態を終息させる道となります。一日も早いいつどおりの生活への復帰のために、皆様のご理解とご協力を引き続きよろしくお願ひいたします。

以上